

(別表1)

第4条の補助金額については、次の表の算定基準により算出した額とする。

(1) 訓練促進資金

算定基準
【貸付金】 交付申請時の収支予算上の貸付予定額として必要と認められる額
【事務費等】 7,200,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として必要と認められる額のいずれか低い方の額

(2) 住宅支援資金

算定基準
【貸付金】 交付申請時の収支予算上の貸付予定額として必要と認められる額
【事務費等】 7,200,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として必要と認められる額のいずれか低い方の額

(別表2)

第15条第1項の報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基準により算出した額とする

(1) 訓練促進資金

算定基準
【貸付金】 交付申請時の収支予算上の貸付予定額として必要と認められる額×0.9
【事務費等】 7,200,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として必要と認められる額のいずれか低い方の額×0.9

(2) 住宅支援資金

算定基準
【貸付金】 交付申請時の収支予算上の貸付予定額として必要と認められる額×0.9
【事務費等】 7,200,000円又は交付申請時の収支予算上の1年分の事務費等として必要と認められる額のいずれか低い方の額×0.9

(別表 3)

第 15 条第 2 項の報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基準により算出した額とする

(1) 訓練促進資金

算定基準
【貸付金】 第 14 条 2 項の実績報告の貸付実績額×0.1
【事務費等】 上半期分：(7,200,000 円と事務費等として上半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1 下半期分：(7,200,000 円から当該年度の上半期分として交付した補助金額を減じた額と事務費等として下半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1

(2) 住宅支援資金

算定基準
【貸付金】 第 14 条 2 項の実績報告の貸付実績額×0.1
【事務費等】 上半期分：(7,200,000 円と事務費等として上半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1 下半期分：(7,200,000 円から当該年度の上半期分として交付した補助金額を減じた額と事務費等として下半期に支出した経費を比較していずれか低い方の額) ×0.1

(別表 4)

第 15 条第 3 項の報告を受けたときの補助金額については、次の表の算定基準により算出した額とする

(1) 訓練促進資金

算定基準
【貸付金】 申請年度において補助事業に適合する事業経費
【事務費等】 申請年度において補助事業に適合する事務経費

(2) 住宅支援資金

算定基準
【貸付金】

申請年度において補助事業に適合する事業経費

【事務費等】

申請年度において補助事業に適合する事務経費